「特定福祉用具販売、特定介護予防福祉用具販売」重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。 (岐阜県指定 第 2170500272 号)

1.事業者

法人名	生活協同組合コープぎふ
法人所在地	岐阜県各務原市鵜沼各務原町1丁目4番地の1
代表者氏名	理事長 根崎 周一
設立年月	1973 年 7 月 15 日(設立総会) 1973 年 12 月 25 日(法人設立)

2.事業所の概要

事業所名	コープ。ぎふ福祉サポートセンター
所在地	岐阜県各務原市蘇原六軒町3丁目38-2
管理者	桐山 勝行
電話番号	058-380-3030 フリータ イヤル 0120-414-294
FAX 番号	058-389-6686
事業所番号	岐阜県 2170500272 号
事業所の種類	指定福祉用具貸与事業所 2000年3月17日指定 指定介護予防福祉用具貸与事業所2006年4月1日指定 指定福祉用具販売事業所 2006年4月1日指定 ※生活保護法適用施設です。
事業の目的	事業所の専門相談員その他の従業者(以下「専門相談員等」)が要介護·要支援状態にある高齢者に対し、適切な特定福祉用具、特定介護予防福祉用具の販売。
営業日	月曜日~土曜日
営業時間	8 時 45 分~17 時 30 分
定休日	日曜日及び1月1日~1月4日
通常のサービス提供実施地域	岐阜市 各務原市、岐南町、関市、笠松町、可児市、美濃加茂市、坂祝町 ※関市は、関市内を通る国道 248 号線と県道 79 号線(関本巣線)からの南部とする。

3. 当事業所の特徴等

(1) 運営方針

特定福祉用具販売

事業所の専門相談員は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な特定福祉用具の選定援助、取付け、調整等を行い、特定福祉用具を販売することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すよう支援する。

特定介護予防福祉用具販売

事業所の専門相談員は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な特定介護予防福祉用具の選定援助、取付け、調整等を行い、特定福祉用具を販売することにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すよう支援する。

4.職員の体制

当事業所では、指定福祉用具貸与・指定介護予防福祉用具貸与・特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売のサービス提供をする職員として、以下の職種の職員を配置しています。職員は相談業務を兼務しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤	非常勤	常勤換算	職務の内容
1. 管理者	1名			事業所の管理(福祉 用具専門相談員を 兼務)
2.福祉用具専門相談員(計)	2名	1名	2名	福祉用具貸与、介護 予防福祉用具貸与、 福祉用具販売、介護 保険対応住宅改修
(1)厚生労働大臣が指定する講習会を修了したもの	2名	1名		
2. 事務員	0名	1名		

5. 当事業所が提供するサーピスの内容と費用について

(1)特定福祉用具販売及び特定介護予防販売の種目について

<種目>

- ·腰掛便座
- ・自動排泄処理装置の交換可能部品(衛生上レンタルになじまない部分)
- ·排泄予測支援機
- ・入浴補助具(入浴用いす、浴槽用手すり、浴槽内いす、入浴台、浴槽内すのこ、浴室内すのこ、入浴用介助へ、 ルト)

- ·簡易浴槽
- ・移動用リフトのつり具の部分
- ・スロープ (段差解消のためのものであって、取り付けに際し工事を伴わないもに限る)
- ・歩行器(歩行が困難な者の歩行機能を有し、移動時に体重を支える構造を有するものであって、四却を有し、上肢で保持して移動させることが可能なもの)
- ・歩行補助つえ 'カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ、プラットホームクラッチ及び 多点杖に限る)
- *販売品名、価格につきましては当事業所指定のカタログを参照ください。
- *販売費用は全額をいったんお支払いいただきますが、保険給付の際に必要となる次の事項を記載した 書類等をお渡ししますので、お住まいの市町村に福祉用具購入費の支給申請を行なってください。
- 事業所の名称
- ・販売した特定福祉用具の種目及び品目の名称及び販売費用の額その他必要と認められる事項を記載した証明書
- ·領収書
- ・販売した特定福祉用具のパンフレットその他の当該特定福祉用具の概要

(2)交通費について

・利用者の居宅が、通常事業の実施地域以外の場合、運営規程の定めに基づき、交通費の実費を請求いたします。なお、公共交通機関を利用した場合は、要した交通費の実費、自動車を使用した場合は燃料代実費として 1km 当たり 20 円(税込)。

(3)搬入・搬出料について

- ・基本的に搬入・搬出料はサービス利用料金に含まれます。但し、以下の場合は搬入・搬出にかかった費用を ご契約者と相談の上、別途お支払い頂きます。
- ①搬入・搬出の際特別な作業や措置が必要な場合
- ②遠距離、山間、離島等への搬入・搬出業務
- ③サービスを提供できる地域以外への搬入・搬出業務
- ④契約期間中にご利用者の転居等の都合により、貸与商品の移動を行う場合

(4)販売費用、その他費用のお支払い方法

- ・販売した福祉用具と請求書の内容を照合のうえ、下記のいずれかの方法によりお支払いください。
- ①現金でのお支払い
- ②利用者指定口座からの自動振替(口座登録いただいているご利用者様のみ)
- ③事業者指定口座への振込み
- ・お支払いの確認をしましたら、支払方法の如何にかかわらず領収書を発行いたしますので必ず保管されますようにお願いいたします。

6.サービス提供にあたって

①保険証などの確認

サービス提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容(被保険者資格、要介護・要支援認定の有無及び認定の有効期間)を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。

②身分証携行義務

福祉用具相談員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者又は利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

③アフターサービスについて

商品ご購入後、不具合等ございましたら改善、補修等させていただきますのでご連絡ください、但し有料での対応になる場合もありますので詳しくはご相談ください。

7緊急時の対応方法

サービス提供中に容態の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、ご家族、介護支援専門員へ連絡をいたします。

主治医	氏名		
	連絡先	電話番号	
ご家族	氏名		
	連絡先	電話番号	

9.事故発生時の対応

サービスの提供中に事故が発生した場合は、利用者に対し応急処置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかにご利用者がお住まいの市町村、ご家族、居宅介護支援事業者等に連絡をおこないます。

また、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するとともに、その原因を解明し、再発生 を防ぐための対策を講じます。

なお、当事業所のサービスにより、ご利用者に対して賠償すべき事故発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。(当事業所は日本生活協同組合連合会と生協福祉事業に関する総合保障制度契約を結んでいます。)

10.個人情報の保護について

- (1)当該事業所の従事者は、正当な理由がなくその業務上知り得たご利用者及びご家族の秘密をもらしません。
- (2)当該事業所の従事者であった者は、正当な理由がなくその業務上知り得たご利用者及びご家族の秘密をもらしません。
- (3)事業者では、ご利用者の医療上緊急の必要がある場合又はサービス担当者会議等で必要がある場合に限り、あらかじめ文書による同意を得た上で、必要な範囲でご利用者又はご家族の個人情報を用います。

11. 虐待防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止のための指針を作成します。
- (2) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (3) 虐待防止のための委員会を設立します。
- (4) 成年後見制度の利用を支援します。
- (5) 事業所は管理者が虐待防止責任者を兼務します。

12. 感染症や災害への対応について

- (1) 感染症や災害に係る業務継続計画の策定を行います。
- (2) 感染症及び災害に関する研修を定期的(年1回以上)に行います。

13. ハラスメント対策について

- (1) コープぎふはハラスメントの関する基本指針を作成します。
- (2) 事業所は職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。
- (3) 職員への暴言・暴力・ハラスメントは固くお断りします。職員へのハラスメント等により、サービスの中断や契約を解除する場合があります。信頼関係を築くためにもご協力をお願いいたします。

14. 身体拘束について

- (1) 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない 場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為は行いません。
- (2) やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむ得ない理由を記録します。

11.苦情の受付について

(1)苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- ○苦情受付責任者 桐山勝行
- ○苦情解決責任者 桐山勝行
- ○受付時間 毎週月曜日~土曜日 8時45分~17時30分
- ○電話番号 0120-414-294

(2)行政機関その他苦情受付機関

岐阜県国民健康保険団体連合会	電話番号 058-275-9826	
岐阜県庁 高齢福祉課介護保険担当	電話番号 058-272-1111	
岐阜市役所 福祉部 介護保険課	電話番号 058-265-4141	

各務原市役所 介護保険課	電話番号 058-383-1778
岐南町役場 健康推進課	電話番号 058-247-1321
関市役所 高齢福祉課 介護保険係	電話番号 0575-23-7730
笠松町役場 福祉健康課	電話番号 058-388-7171
可児市役所 いきいき長寿課介護給付係	電話番号 0574-62-1111
美濃加茂市役所 高齢福祉課	電話番号 0574-25-2111
坂祝町役場 福祉課 介護保険係	電話番号 0574-26-7111
富加町役場 福祉保健課 福祉係	電話番号 0574-54-2111

サービス契約の締結にあたり、契約書及び本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

年 月 日

〈事業者〉

事業者名 コープぎふ福祉サポートセンター

事業所番号 2170500272

所在地 各務原市蘇原六軒町 3 丁目 38-2

代表者名 生協法人 生活協同組合コープぎふ

専務理事 児玉 幸夫 印略

説明者 _		
サービス契約の絹	辞結にあたり、上記(のとおり説明を受け同意しました
年	月 日	
<利用者/契約	者>	<代理人>
氏名	氏	:名